

【自由研究発表第3セッション 10:55-11:30】

東南アジアにおけるハラール認証制度の発展と日本のハラールサービスのあり方

大形 里美
(九州国際大学)

ここ20年ほどの間に、東南アジアの穆斯林たちは食に関してハラール性を意識する傾向が強まった。東南アジアの穆斯林諸国は世界のハラール認証制度の発展を主導し、「ハラール・ライフスタイル」「ハラール・サプライチェーン」「ハラール・エコシステム」といった用語を用いて、世界のハラール市場で存在感を強めている。

マレーシアなどがハラール・サプライチェーンに適用しているハラール基準は、「農場から食卓まで」の全工程のハラール性を確保するため、原料、製造工程、輸送、販売、提供方法の全てにおいて交差汚染の可能性を徹底的に排除するもので、ハラール製品の製造と非ハラール製品の製造に施設の共有を認めない厳格なものとなっている。タイのHAL-Qも同様に、最先端の科学技術を活用し、ベーシックなイスラム教義では本来求められていない非常に厳格な基準を定め、諸外国の認証機関と相互認証を締結し、厳格な基準を義務付けることで、ハラール市場における比較優位を高める戦略をとっている。そしてその非常に厳格な穆斯林多数派国のハラール基準は今、日本のような穆斯林少数派国において否定的な影響を社会に生み出している。

日本においてハラール対応は、思うように普及していない。これは、本来輸出品にのみ適用されればよい厳しいハラール基準を国内のハラールサービスにも適用しなければならないとする誤った認識によってもたらされた結果である。東南アジアの穆斯林諸国の厳格なハラール基準を絶対視し、ローカルな基準は「100%ハラールとは言えない」と見做す研究者らの言説が海外にも伝わり、日本のハラール認証は信頼できるのか、といった質問まで出てくる状況が生まれている。海外からの穆斯林消費者の言動も原因となり、風評被害で企業の存続が危うくなると考え、産業界が萎縮してしまっている。

アルコールに関する基準への無知と誤解から、醤油、酢、みりんなどといった日本の伝統的発酵調味料のハラール性が問題にされていることも日本におけるハラール対応を阻害している。インドネシアのMUIやアメリカのIFANCAの基準では、2003年以降、ハムル（酒）からできた酢もハラールとされている。またマレーシアやインドネシアの基準では、天然の発酵エタノールを含む食品タペなども、「飲料」でないためハラムではない。日本の発酵調味料について理解してもらうことが重要である。

今こそ、穆斯林を社会でしっかりと迎え入れ、望ましい共生社会を築いていくために、日本には、日本の文化や社会状況に応じた、過度な負担なく適用可能な独自のハラール基準が必要である。そしてその基準には穆斯林多数派国の権威ある機関による承認が必須である。これまでハラール認証制度はこれまで穆斯林諸国を橋渡しする機能を果たしてきたが、これからは非穆斯林諸国に住む穆斯林たちに罪悪感ではなく幸福感を与え、ホスト社会が穆斯林と非穆斯林に食を介した交流の場を多く提供できるようなグローバル化時代にふさわしい基準こそが必要である。

【自由研究発表第3セッション 11:35-12:10】

宗教的規範の歴史的偶然性

マレーシアのイスラーム銀行における地域的な実践

北村 秀樹

(シンガポール国立大学 博士課程)

東南アジアと中東湾岸諸国間の宗教的見解の地域差や、それに由来する金融慣行の差異はこれまでのイスラーム金融研究における論点の一つであった。特に、マレーシアは東南アジアのイスラーム金融を牽引し、中東では宗教的に受け入れられなかったベイ・アル・イナというイスラーム契約を1980年代から2000年代初頭にかけて使用してきたこともあり広く注目を集めてきた。

本研究では、中東湾岸諸国と比べ宗教的に緩いと評されがちなマレーシアにおいて、かつて代表的なイスラーム契約であったベイ・アル・イナに焦点を当て、その宗教的に物議を醸すイスラーム契約がどのように、なぜ普及することになったのかという問いに取り組む。具体的には、1980年代に世界で最初にベイ・アル・イナを利用したバンク・イスラームの創業メンバー及び、宗教的認証を与えた当行の諮問委員会に参加していたシャリーア学者、利子を扱う金融機関のイスラーム金融窓口（イスラミック・ウィンドウ）でバンク・イスラームに次いで90年代にベイ・アル・イナを使用した実務家などにインタビュー調査を行った。そして、ベイ・アル・イナが普及することになった歴史過程をその過程に関わったアクターの言説をもとに追跡する。

本調査の結果、ベイ・アル・イナの普及はマレーシア固有の歴史的・神学的条件の必然の結果ではなく、むしろ偶発的な具体的事象の連続に起因すること、そして、その普及に経路依存的なメカニズムが機能したことが明らかになった。バンク・イスラームは、その宗教的真正性を疑問視しつつも、住宅ローンのための例外的な手段としてベイ・アル・イナを限定的に利用した。そして、彼らは本契約を住宅ローンの提供のために用いることを dharurah（切迫した必要性）及び maslahah（公共の利益）であると解釈をし、実体経済と乖離する可能性があるパーソナル・ローンには決して利用しないことを決めた。しかし、1990年代初頭にバンク・イスラームについてイスラーム銀行業を初めた3行のイスラミック・ウィンドウは、イスラーム金融に関する知識が乏しかったこともあり、バンク・イスラームの実践を言えば真似る形でその業務を開始し、ベイ・アル・イナを、バンク・イスラームが既に使用していたという理由で宗教的疑問もなく採用し、パーソナル・ローンにまで用いたのである。90年代後半までにおよそ20行の金融機関がイスラミック・ウィンドウを開設したが、彼らもまた先行するイスラミック・ウィンドウと同様にパーソナル・ローンにまでベイ・アル・イナを利用した。こうして、ベイ・アル・イナは2000年代初頭までに広く用いられるイスラーム契約となった。つまり、バンク・イスラームによる例外的手段としてのベイ・アル・イナの採用は結果的に、日々の金融取引における長期的な再生産の過程を経て本契約が普及することにつながった重要な分岐点（critical juncture）となったのである。